

個人年金保険料控除

セカンドライフに向けた
自助努力に活用できます!!

1 個人年金保険料控除を活用すると、所得税・住民税のご負担が軽減されます！

- 以下の要件すべてを満たす場合、個人年金保険料税制適格特約を付加していただくことにより、お払い込みいただいた保険料は「個人年金保険料控除」の対象となります。

要件

- ① 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ② 年金受取人は被保険者と同一であること
- ③ 保険料払込期間が10年以上あること
- ④ 年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

※契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる場合、年金開始時に「年金受給権の評価額」に対して贈与税が課税されますのでご注意ください。
※個人年金保険料税制適格特約を付加されない場合は「一般生命保険料控除」の対象となります。
※保険料を前納した場合、毎年、前納期間に応じて計算する金額が個人年金保険料控除の対象となります。

2 個人年金保険料控除には1年間の控除限度額があります。

- 年間の控除限度額（年間の支払保険料が**8万円以上**の場合）は、所得税40,000円・住民税28,000円です。（契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合）

所得税・住民税概算軽減額の目安（年間の支払保険料が8万円以上の場合）

家族構成	年間収入金額 （給与収入）	「個人年金保険料控除」 利用前後の課税所得（所得税）		合計軽減額 （①＋②）	① 所得税軽減額	② 住民税軽減額
		利用前	利用後			
独身者	400万円	1,680,000円	1,640,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,980,000円	2,940,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦	400万円	1,300,000円	1,260,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,600,000円	2,560,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	4,040,000円	4,000,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と 子ども1人 ^(※1)	600万円	2,220,000円	2,180,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	3,660,000円	3,620,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と 子ども2人 ^(※2)	600万円	1,590,000円	1,550,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	3,030,000円	2,990,000円	6,800円	4,000円	2,800円

※課税所得金額は、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除（38万円）、扶養控除（一般の控除対象扶養親族38万円、特定扶養親族63万円）、社会保険料控除（財務省主税局の試算用指数「年間収入金額×15%」）を受けたものとして計算しています。

※所得税における復興特別所得税、住民税における調整控除は考慮していません。

※所得税額等は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にしてください。

（※1）一般の控除対象扶養親族1人として計算 （※2）一般および特定扶養親族各1人として計算

記載の内容は2023年6月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

生命保険料控除は3種類あります！

※契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合

3 すべてを活用することで、所得税・住民税の軽減を受けながら将来のライフイベントや想定外のリスクに備えられます！

控除の種類	対象となる 保険商品の例	控除限度額 (各種類の年間の支払保険料がそれぞれ8万円以上の場合)	
		所得税	住民税
一般生命保険料控除	終身保険 など	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除	医療保険 ^(*1) など	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除	個人年金保険 ^(*2) など	40,000円	28,000円
全体	-	120,000円 ^(*3)	70,000円 ^(*3)

(*1)健康祝金が支払われる医療保険などは介護医療保険料控除の対象とならないことがあります。
また、身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる医療特約は生命保険料控除の対象となりません。
(*2)表面に記載の所定の要件を満たした上で、個人年金保険料税制適格特約を付加した契約が対象となります。
(*3)各保険料控除（一般・介護医療・個人年金）を合計した所得控除額の限度は、所得税で120,000円、住民税で70,000円です。

4 3種類の生命保険料控除を、それぞれ限度額まで活用した場合の軽減税額は？

【ご契約例】

終身保険
月10,000円

医療保険
月7,000円

個人年金保険
月10,000円

所得税・住民税概算軽減額の目安（年間の支払保険料が8万円以上の場合）						
家族構成	年間収入金額 (給与収入)	3種類の「生命保険料控除」 利用前後の課税所得（所得税）		合計軽減額 (①+②)	① 所得税軽減額	② 住民税軽減額
		利用前	利用後			
独身者	400万円	1,680,000円	1,560,000円	13,000円	6,000円	7,000円
夫婦	400万円	1,300,000円	1,180,000円	13,000円	6,000円	7,000円
	600万円	2,600,000円	2,480,000円	19,000円	12,000円	7,000円
夫婦と 子ども1人 ^(*4)	600万円	2,220,000円	2,100,000円	19,000円	12,000円	7,000円
	800万円	3,660,000円	3,540,000円	31,000円	24,000円	7,000円
夫婦と 子ども2人 ^(*5)	600万円	1,590,000円	1,470,000円	13,000円	6,000円	7,000円
	800万円	3,030,000円	2,910,000円	19,000円	12,000円	7,000円

※課税所得金額は、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除（38万円）、扶養控除（一般の控除対象扶養親族38万円、特定扶養親族63万円）、社会保険料控除（財務省主税局の試算用指数「年間収入金額×15%」）を受けたものとして計算しています。
※所得税における復興特別所得税、住民税における調整控除は考慮していません。
※所得税額等は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にご覧ください。
(*4)一般の控除対象扶養親族1人として計算 (*5)一般および特定扶養親族各1人として計算

保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。

記載の内容は2023年6月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家に相談・ご確認ください。

【お問合せ先】

 福岡銀行

〒810-0001 福岡市中央区天神2-13-1

株式会社FFGほけんサービス

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目2番26号

【作成会社】



住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 

SSS59Z0F23-V1-0177000

代業-23-0004 (2/2ページ)